

新宿区立西新宿小学校 いじめ防止基本方針

1. いじめの理解

いじめは時代や子供たちに合わせて様々に姿を変え、いじめの捉え方も様々である。いじめに向き合っていくためには、いじめを正しく理解し、共通の認識をもって対応していく。

(1) いじめの定義・態様

いじめに向き合い、適切に対応していくためには、学校の全ての教職員がいじめを正しく共通理解する必要がある。

○定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係ある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（推進法第2条）

○定義の捉え方

いじめには多様な態様があり見えにくいものであることを理解し、一人一人の児童に寄り添うことによって実態を把握することが重要であり、定義によってのみ判断してはいけない。

①「一定の人間関係」とは

学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、何らかの人間関係を指す。

②「物理的な影響」とは

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

【いじめの態様（例）】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(2) いじめの理解

様々な態様をもついじめは、刻一刻とその姿を変えており、これまでの経験や感覚のみで捉えることは非常に危険である。

以下に、近年の調査・研究から挙げられている「いじめ」理解のポイントを示す。

○「どの学校、どの子供でも起こりうるもの」であること

国立教育政策研究所が平成10年から行っている調査によると、小学校4年生から中学校3年生になるまでの6年間に、いじめの加害経験も被害経験もなかった子供は、それぞれ1割程度であることが分かった。いわゆる「いじめられっ子（いじめられやすい子供）」や「いじめっ子（いじめやすい子供）」はほとんど存在せず、多くの児童・生徒が入れ替わりながらいじめに巻き込まれていることが示された。

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることであり、常に児童の様子の変化や交友関係に芽を向け、目に見えにくいいじめの発見に努める必要がある。

○「身体的苦痛を感じているかどうか」にとらわれ過ぎない

行為がいじめであるか否かを判断する際に、いじめを受けた児童の気持ちに寄り添うことが重要である。しかし、以下のように、いじめを受けた児童が行為を「いじめ」であると認めない場合が多々あり、判断に当たっては、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして状況を正確に確認する必要がある。

①いじめを否定する

- ・いじめの発覚により、さらに自分の立場が悪くなることを恐れる場合
- ・いじめを受けていることが発覚することで、家族や周りの大人に心配をかけたくない場合
- ・いじめを受けていることを認めることで、自尊心が傷つけられてしまう場合 等

②いじめに気付かない

- ・インターネット上に悪口を書かれているが、当該児童が気付いていない場合
- ・継続的ないじり・いじめられ関係により、当該児童がいじめられることに慣れてしまっている場合 等

なお、時として好意から行ったことが意図せずに相手の児童に心身の苦痛を感じさせてしまうような場合もあり、そのような場合には、行為を行った児童に悪意が無かったことを十分吟味して対応する必要がある。

○特別な支援を必要とする児童への理解を深める

発達障害があるなど、特別な支援を必要とする児童については、他の児童がいじめと感じないことであっても敏感に反応して傷ついてしまったり、その行動が他の児童からいじめであると思われてしまったりすることがある。

教職員自身の感じ方だけで判断するのではなく、障害（発達障害を含む）について、適切に理解することも、いじめを理解する上では大切である。

【発達障害のある児童の行動（例）】

・人との関わり自体が苦手

年下の子とは遊べるが、同級生とは遊べず、孤立しているように見える。

⇒ 誘っても一緒に遊ばないため、「なぜ、仲間はずれにするの」と周りの子供たちを指導してしまうことがある。

⇒ 大人と一緒に遊びながら、他の子供たちの輪に入っていく。周りの子供たちから事情を聞き取る。

・情緒、感情が不安定

極端に恐れったり、ささいなことでパニックになったりする。

⇒ 友達が意図せずに行ったことに過敏に反応するため、理由を十分に聞かずに周囲の子供たちを指導してしまうことがある。

⇒ 周りの子供たちから事情を聞き取る。

・コミュニケーションが苦手

自分の伝えたいことをうまく表現できないため、相手にとって失礼なことや相手が傷つくことを言ってしまったたり、手を出してしまったことがある。

⇒ 相手が傷ついているため、短絡的に「いじめ」と判断し、指導してしまうことがある。

⇒ 厳しく叱らずに寛容に受け止め、その時どのようにすればよかったのか静かに考えたり、表現の方法を一緒に考えたり示したりする。

○教職員自身のいじめへの理解や対応力を高める

教職員には、目の前で起きている問題がいじめであるかどうかにかかわらず、児童のトラブルを解決していく力が求められる。児童の発達や障害、いじめの態様から人間関係の状況についての理解を深め、計画的に校内研修を実施する。

このような研修は、1度行えばよいものではなく、年度が替わるたび、いじめが発見された場合等、適宜実施するものとする。

【いじめ理解のポイント】

- ・いじめは、重大な人権侵害であることを認識する。
- ・いじめは、どの学校、どの子供にも起こりうることを認識する。
- ・いじめは、見えにくいものであることを認識する。
- ・いじめを受けた子供の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識する。
- ・児童が「心身的苦痛を感じているかどうか」にとらわれ過ぎない。
- ・研修を実施し、児童の発達等への理解を深め、教職員のいじめへの対応力を高める。

2. 未然防止の取り組み

いじめは、「どの学校、どの子供でも起こりうるもの」であることから、全ての児童を対象に、未然防止の取り組みを行う必要がある。

(1) 学校・教職員の役割

いじめを防止するためには、児童を取り巻く全ての大人がいじめについて正しい認識をもって、児童と接していく必要がある。児童が一日の大半を過ごす学校では、いじめ防止に関わる教師の役割が大きいといえる。

○教職員全員の共通理解を図る

どこまでが許されて、どこからが許されないのか。この基準があいまいになり、教師によって対応が異なる時こそ、いじめの芽は生まれやすいといえる。また、いじめを心の問題とのみとらえ過ぎてしまい、指導が児童の行動を変えることにつながらないこともある。

全ての教職員が共通の認識に立ち、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に行ってはならない」という雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。

○授業改善を進める

教職員一人一人が、児童と最も関わりをもつ時間は、「授業」であるといえる。

教職員により学習規律が異なることで、児童の生活指導の徹底が図られなくなることがある。教職員全員の共通理解の下、チャイムが鳴ったら着席する、授業中の正しい姿勢を徹底させる等の態度の育成を図っていくことも、日常的な授業改善の一つです。

また、児童にとって「わかる授業」づくりを進めることや、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫することも大切です。

授業改善は、一人一人の教職員が行うことができる、いじめの未然防止のための第一歩であるといえる。

○教職員自らの認識や言動への配慮

教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う必要がある。

教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見えていたりはやし立てたりしている児童を容認するものに他ならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化させます。

また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる必要がある。

【いじめにつながる教師の言動（例）】

- ・「先生も、いじめられて強くなった」といういじめを容認する発言
- ・特定の児童だけを褒める。または、逆にけなす。
- ・不適切なあだ名で児童を呼ぶ。

等

(2) 学校の取り組み

いじめを防止するためには、児童が相手を攻撃したり貶めたりしてしまうといった行動を変容させていく必要がある。

児童のいじめを行わないといった行動変容に結び付けていくためには、学校や教師の指導や支援の充実だけでなく、児童自らが自己の課題として行動するとともに、家庭や地域住民と共に子供を育てていく風土の醸成が欠かせない。

○人権尊重教育・道徳教育の充実

いじめを防止していくためには、一人一人の児童が発達段階に応じ、思いやりの心を持ち、自他の存在を等しく認めて、お互いの人格を尊重する態度を養うことや、善悪の判断などの規範意識や道徳性を身に付けることが必要です。

人権教育の全体計画や年間指導計画、道徳教育全体計画、年間指導計画をもとに、計画的で継続的な指導や支援を行うものとする。

○体験活動の充実

児童が他者から認められることなどを通して自己有用感を獲得することにより、いたずらに他者を否定したり攻撃したりすることは減少する。全ての児童に自己有用感を獲得させていくことは、いじめをぼうしするために不可欠といえる。

体験活動は、児童に自己有用感を獲得させる上で有効であり、体験活動を設定する際には、体験することや交流することだけを目的とするのではなく、体験や交流を通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気付き、他の人の役に立っている、他の人から認められているといった気持ちが得られるようにしていくことが大切である。

○情報モラル教育の充実

インターネット上での誹謗中傷やいじめは、いじめを一層見えにくいものにし、解決を困難にしている。日々高度に発展している情報化社会においては、児童が情報社会に積極的に産画する態度を育てるとともに、情報手段を活用する上での判断力や心構えを身に付ける情報モラル教育を行うことが重要である。

本校で策定した「ICT 年間指導計画」に則り、教育委員会が実施する「情報モラル教育授業支援事業」を活用するなどして、指導の充実を図っていく。

【具体的な取り組み（例）】

- ・ ICT 年間指導計画にもとづいた授業の実施
- ・ 子供たちの実態を把握する。(携帯電話・スマートフォンの所持・活用について)
- ・ 保護者会、PTA 活動を活用した保護者への意識付けと啓発
- ・ 情報モラル教育に関する校内研修

等

○児童による主体的な活動の支援

いじめを防止するためには、児童自らがいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、何ができるかを考えて主体的な取り組みを行っていくことが大切である。

児童会を活用し、児童自らが自分たちの課題を捉え、いじめ防止等の取り組みが展開されるよう、担当教員だけでなく、学校全体で支援をしていく。

【児童による主体的な活動（例）】

- ・児童会を中心とする「あいさつ運動」「いじめ防止月間」
- ・ふれあい月間に合わせての、児童会による「いじめ防止月間」等

○保護者・地域住民との連携の促進

いじめ防止に限らず、児童を取り巻く大人が共通の意識のもとで子供を守り育てていく風土を醸成していくことは、学校の大きな役割といえる。

いじめを防止するためには、学校・家庭・地域が児童にとって安心できる「居場所」となることや、児童一人一人が自己有用感をもてるようにしていくことが重要である。

学校説明会や保護者会、学校運営協議会において学校評価を活用するなどし、学校と保護者・地域住民が児童の課題を把握したり、セーフティ教室などを活用していじめについての共通理解を深めたりして、共通の目標に基づいてそれぞれの役割を果たしていくようにする。

【保護者・地域住民との連携（例）】

- ・学校評価を活用して、児童の課題を把握し、共通の目標にする。
- ・PTAや学校運営協議会が主体的にいじめ防止に関わる活動を展開する。
- ・道徳地区公開講座やセーフティ教室において、いじめについての意見交換会を設定する。
- ・保護者や地域住民とともに、児童が自己有用感を獲得できる体験活動を計画する。

【未然防止のポイント】

- ・教職員全員が、いじめについての正しい共通認識をもつ。
- ・教職員一人一人が授業改善に取り組み、児童の自己有用感を育てる。
- ・児童の現状を常に意識し、情報モラル教育等を積極的に進める。
- ・児童の主体的な活動を支援する。
- ・児童を取り巻く全ての大人が連携していじめを防止する。

2. 早期発見の取り組み

いじめは、「どの学校、どの子供でも起こりうるもの」であり、「見えにくいもの」であることを認識し、児童のささいな変化に目を向けていくことが、早期発見への第一歩である。

(1) 学校・教職員の役割

いじめを発見することは非常に困難であることから、児童のささいな変化に目を向けていくことや変化を見逃さないことが大切であり、一人一人の教職員の果たす役割が大きいと言える。

○児童のささいな変化に目を向ける

児童を理解することは教育の根本であり、児童のささいな変化に目を向けることは、教職員が日常的に行っていることである。

しかし、日常的な行為であるために、児童が担任の前で平静を装ったりしていれば、気付くことができないことがある。教職員全てが改めて意識的・意図的に児童に目を向ける必要がある。

【児童のささいな変化に気付くための取り組み】

- ・朝の健康観察時に、一人一人の顔を見て、声を聞く。
- ・登校時に、児童の表情に目を向け、声をかける。
- ・個人ノート、生活ノート、日記などから様子を把握する。
- ・休み時間や下校時の様子や、一緒にいる友達を確認する。
- ・給食時に児童の座席で食事をするなどし、話に耳を傾ける。
- ・空き時間等を活用して他教科の授業の様子を観察する。
- ・児童が体調不良等で保健室を訪れた後に、養護教諭と情報交換する。

○児童のささいな変化を発見につなげる

児童のささいな変化に気付いても、その行動に結びつけなければ、いじめの発見には結びつかない。変化を感じた児童に声をかけたり、担任や次の時間の授業を担当する教職員に状況を伝えたり、保護者と連絡を取ることが大切である。

【児童本人に対して行うこと（例）】

- ・その日のうちに言葉をかける。（可能なら様子を聞く。）
- ・休み時間や下校時の様子をさらに確認する。
- ・翌朝の状況を確認し、言葉をかける。等

【他の児童に対して行うこと（例）】

- ・その日のうちに対象児童の様子を聞く。
- ・他の児童との人間関係等を再確認する。等

【児童の保護者に対して行うこと（例）】

- ・その日のうちに対象児童の学校での様子を伝え、家庭での様子を聞く。
- ・気になることがあれば連絡し合うことをお願いする。等

【教職員間で行うこと（例）】

- ・対象児童の情報を共有し、整理する。

(1) 学校の取り組み

多くのいじめは、仲間外れや無視、いたづらやからかい等、暴力を伴わない行為が中心であることから発見が難しく、定期的なアンケートや個人面談が有効である。

○ふれあい月間（6月、11月、2月）

区立学校では、子供同士の友人関係や日頃の教職員の指導の在り方を見直す機会として、6月、11月、2月を「ふれあい月間」と位置付けている。この期間は、人権教育や心の教育等を推進する取り組みを実施して、いじめの未然防止につなげるだけでなく、いじめの早期発見につなげるためのアンケート等を実施するとともに、保護者や地域住民に対しても学校の取り組みを周知して、いじめの発見や防止に努める。

○アンケート実施上の注意

アンケートは、児童の生活状況やいじめの実態を把握するのに有効だが、学年が上がるごとに正直に回答できなくなることがあり、実施上の配慮が必要である。

【アンケート作成上の留意点】

- ・いじめの状況を把握することを目的とし、被害者や加害者の特定を目的にしない。
- ・児童が回答しやすい状況をつくるため、無記名式を検討するなど匿名性を確保することも考慮する。（この場合、不正確な情報が混じったり、この特定に至らないなどの問題が生じたりすることに注意する。）

【アンケート実施上の留意点】

- ・学校長が実施の趣旨について児童、保護者に説明する。
- ・他の児童の目に触れないよう、箱や封筒に入れる等回収の仕方を工夫する。
- ・学校、学級の実態に応じて、担任以外の教職員が実施・回収をすることも検討する。

【アンケート分析上の留意点】

- ・緊急性がある場合を考慮し、できるだけ速やかに分析を行う。
- ・1学級のを一人で分析せず、生活指導部などの組織で分析する。
- ・消しゴムで消した跡など、サインを見逃さないようにする。

○教育相談の充実

いじめ等の早期発見及び早期対応に向け、児童が相談しやすい雰囲気をつくるとともに、教育相談週間を設定したり、スクールカウンセラーの相談が受けられる日時を周知するなど、児童がいじめについて大人に相談できるような環境をつくる。

○教育相談機関等の周知

いじめ等の相談は、学校の教職員や保護者にできるとは限らない。児童が相談できる場を広く周知して行くことが大切である。

保護者が子供のいじめを心配したり疑ったりすることがあるから、教育相談機関等について、保護者や地域住民に周知して行くことも忘れてはならない。

【区の相談窓口等】

- ・いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」 5 3 3 1－0 0 9 9
- ・教育相談室 電話相談 3 2 3 2－2 7 1 1
- ・教育相談室 面接相談 3 2 3 2－3 0 7 1

【区外の相談窓口等】

- ・東京都相談センター 電話相談 3 3 6 0－8 0 0 8
- ・東京都教育相談いじめ相談ホットライン 5 3 3 1－8 2 8 8

【早期発見のポイント】

- ・児童のささいなサインを見逃さない。
- ・全ての教職員が連携して児童を見守る。
- ・児童が相談できる体制を整え、周知する。
- ・アンケートの分析は、組織で行う。

2. 早期対応の取り組み

いじめの疑いがあると認められたときは、いじめを受けたと思われる児童を守ることを最優先し、家庭・学校・地域や関係機関等との連携により、速やかにこれを解決する必要がある。

(1) 学校・教職員の役割

いじめは、いじめを受けた児童の心身に大きな傷を残すことを理解し、身近な大人としてその児童に寄り添い、守るとともに、組織として対応していくことが大切である。

○迅速に対応する

いじめの疑いがある場合には、いじめを受けたと思われる児童を守る観点から、早い段階から対応する必要がある。また、児童やその保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、早急に対応する必要がある。

予定があるからといって次の日に延したり、週末だからといって次の週に延したりしてしまうのは、信頼を失い、相談を受ける機会を失ってしまう可能性がある。

○組織で対応する

日常的な児童の観察やアンケート等により、いじめやいじめの疑いが認められた場合には、担任など特定の教職員で抱え込まず、管理職に報告するとともに、組織（学校サポートチーム等、いじめの防止等の対策を推進する組織）で情報を共有して対応を検討することが必要である。

いじめは複数の児童が関わっていることが考えられるため、事実を確認する者、毅然とした態度で指導する者、児童に寄り添い心のケアを行う者、保護者や関係諸機関との連絡をとる者など、役割を分担して対応することも重要である。

【いじめの防止等の対策のための組織】

「いじめの防止等の対策のための組織」は、学校サポートチームや生活指導部会などを活用するとともに、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決を行うことができる。

○児童に親身に寄り添う

いじめを受けた児童に対しては、「いじめを受ける側にも原因がある」などといった誤った認識をもたず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意することが大切である。

また、いじめた児童に対しては、毅然とした態度で接し、自らの行為の責任を自覚させる必要がある。ただし、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に考慮することが大切である。

しかし、何より大切なのは、その事象が現れなくなったことをもって対応を完了するのではなく、その後も定期的に様子を聞くなど、最後まで児童に寄り添うことが必要である。

○保護者との連携、保護者への支援・助言

いじめやいじめの疑いが認められた場合には、その日のうちに保護者に連絡する必要がある。

いじめを受けた児童の保護者に対しては、徹底して当該児童を守り通すことや秘密を守ることを伝えるとともに、学校全体で対応していくことなどの具体的な対応方針を伝えることで、できる限り不安を取り除くことが大切である。

また、いじめた児童の保護者に対しては、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行うことが重要である。

○関係諸機関との連携を図る

いじめは、学校の外に原因が認められたり、指導しても十分な解決が図られなかったりすることがある。学校は、教育委員会に設置された「学校問題支援室」との連絡を密にして相談し、子ども家庭支援センター等の関係諸機関と積極的に連携していく必要がある。

また、児童の生命や財産が脅かされる等の重大事態発生時には、躊躇することなく、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める必要もある。

【新宿区教育委員会「学校問題支援室」】 5 2 7 3 - 3 0 8 4 (内線)

各学校における基本方針に基づくいじめ防止等のための対策が効果的に行われるよう、教育委員会に設置された組織。

〈学校問題支援室による主な支援内容〉

- ・各学校のいじめ防止等の取り組み及びサポート会議への具体的な指導・助言
- ・児童・生徒、保護者からの相談への対応及び学校との調整
- ・いじめや不登校、その他問題行動の調査・分析、及び個別の案件の追跡 等

【主な関係機関】

○子ども家庭支援センター

- ・子ども総合センター 3 2 3 2 - 0 6 7 4 (内線 3 3 9 1)
- ・中落合子ども家庭支援センター 3 9 5 2 - 7 7 5 1 (内線 3 8 9 1)
- ・榎町子ども家庭支援センター 3 2 6 9 - 7 3 0 4 (内線 3 8 9 2)
- ・信濃町子ども家庭支援センター 3 3 5 7 - 6 8 5 1 (内線 3 8 9 3)

○東京都児童相談センター 5 9 3 7 - 2 3 1 7

○所轄警察署

- ・新宿警察署 3 3 4 6 - 0 1 1 0
- ・新宿少年センター 3 3 7 1 - 8 3 3 5

(2) 学校の取り組み

いじめに限らず、学校に起こった諸問題の解決には、組織的な対応が求められる。いじめについては、「いじめの防止の対策のための組織」を中心に対処方針を整理して全教職員が共通理解しておかなければならない。

「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、必要に応じて他の教員の応援を求め、これを速やかに止めさせなければならない。たとえそれが悪ふざけのように見えたとしても、暴力行為は止めさせる必要がある。

また、「暴力を伴ういじめ」の報告や相談を受けた場合には、いじめを受けた児童に寄り添うとともに、以下の「暴力を伴わないいじめ」への対応を参考にして、周囲の児童への事実確認を行うとともに、組織的に対応していく。

一方、報告や相談、アンケートなどにより、「暴力を伴わないいじめ」の疑いを把握した場合は、組織を中心として慎重な対応を行う必要がある。

【対応のポイント】

○事象をなくすことや、加害者を特定することをゴールにしない

- ・「暴力を伴わないいじめ」はそもそも見えにくいものであり、指導することによって、より見えにくいいじめに変化することがある。目に見える事象をなくすことで解決とみなしてしまうと、この様な変化に気付かず、いじめを深刻させてしまうことがある。
- ・加害児童・生徒を特定することに固執し過ぎると、過度に加害児童を追い込んだり、加害児童が「悪者」扱いされたりすることにつながり、加害児童がいじめを受けるなど、第2の問題を生むことがある。

○事実確認は慎重に行う

- ・いじめは児童にとって深刻な問題であり、いじめを受けた児童の自尊心を深く傷つけるものであるから、児童と信頼関係のある大人が話を聞く必要がある。これは、必ずしも担任が対応すべきではないことであり、場合によっては違う学年の教職員が対応したり、1人の児童に対して複数の教職員が話を聞いたりする必要がある。
- ・児童を守る観点から、事実確認は原則としていじめを受けた児童からの聞き取りを優先する。ただし、いじめを受けた児童が深く傷つき、直接話を聞けない場合には、保護者と十分に連絡を取りながら、保護者を含め、当該児童と信頼関係のある大人が話を聞けるようにする。
- ・いじめた児童が複数いる場合には、複数の教職員で同時に話を聞くようにする。時間を置くことにより、関係児童が連絡をとることができ、事実を確認することが難しくなる。

○いじめが起きた集団への指導を行う

- ・いじめが起きた集団では、1つのいじめが終息したように見えても、新たないじめが生まれる可能性がある。
- ・いじめが起きた集団内には、いじめを見ても見て見ぬふりをしていたり、自分とは関係ない問題として捉えたりしている児童が存在する。他の児童も、いじめを自分の問題として捉えられるよう指導していくことが必要である。

○出席停止の措置

学校の最大限の努力によってもいじめが解決されない場合には、いじめを受けた児童が日常の学校生活を取り戻すことができるよう、加害児童に対する出席艇の措置や就学校の指定変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討するものとする。

出席停止の措置の決定は、新宿区教育委員会教育長が行うため、いじめた児童の出席停止を検討するためには、教育委員会に設置された「学校問題支援室」に相談する。

【「出席停止」の留意点】

- ・出席停止の制度は、本人に対する懲戒という視点ではなく、いじめを受けた児童を守る観点から行うものである。
- ・事前に保護者全体に対し、学校の生活指導の方針やいじめ防止等のための基本的な方針、出席停止制度について説明する必要がある。
- ・出席停止となる児童の期間中の個別指導計画を作成し、家庭との連携により学習指導と生活指導を行う必要がある。

(2) 重大事態への対応

いじめにより児童の生命や財産が脅かされる等の重大事態の発生は、何としても防がなければならない。

万が一、重大事態が発生した場合には、いじめを受けた児童及びその家族に寄り添うとともに、他の児童への心のケアを行うなど、教育委員会と連携して対応に当たるものとする。

○教育委員会との連携

重大事態が発生した場合（可能性が予想される場合を含む）には、速やかに教育委員会への報告を行い、指示に従って対応に当たる。

校内では、通常に対応通り、いじめ防止基本方針に基づき、学校サポートチームを中心とし、発生した事案ごとに適した組織を立ち上げ、関係諸機関と連携して対応に当たる。

○情報の管理

いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の人権に配慮し、重大事態発生に関わる情報の取り扱いについては、十分に配慮する。

【早期対応のポイント】

- ・迅速に対応する。
- ・担任などの特定の教職員で抱え込まず、設置された組織を中心として対応する。
- ・事象の消滅を解決とせず、児童に最後まで寄り添う。
- ・教育委員会の学校問題支援室、保護者や関係諸機関と積極的に連携して対応する。
- ・いじめの再発防止に向け、自校の取り組みを常に点検し、未然防止に向けて改善する。